

# 定 款

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

# 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 本会は、一般消費者の利益の擁護又は増進に関する事業を行うことにより、消費者利益と企業活動の調和を図り、もって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に関する消費者啓発
- (2) 消費生活の安定・向上に資する相談業務及びADR
- (3) 消費生活に関する調査・研究及び情報提供
- (4) 消費生活に関する研修会、研究会の開催
- (5) 消費者相談・消費者啓発を担う人材の育成
- (6) 消費者の視点から行う環境問題に対する調査・研究・啓発
- (7) 消費者の視点から行う商品及び各種サービスの品質に対する評価
- (8) 消費者の視点から行う企業活動に対する助言
- (9) 個人情報保護についての研修・情報提供
- (10) 消費生活に関する内外関係機関との交流の推進
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な業務・事業に関すること

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第5条 本会に、次の会員を置く。

(1) 正会員 次に掲げるいずれかの資格を有する者又は理事会において別に定めるところにより認定された、これらと同等以上の専門的な知識と経験を有する者とする。

- ① 消費生活アドバイザー
- ② 消費生活コンサルタント

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人又は団体

#### (入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みをし、その承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として1人の者（「会員代表者」という。次項において同じ。）を定め、本会に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第7条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、原則として返還しない。

#### (正会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、第12条に定める代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 正会員は、第 12 条に定める代議員と同様に、社員総会参考書類を収受し、社員総会へ出席し、社員総会で発言することができる。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、退会したものとみなす。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である法人または団体が解散し又は破産したとき
- (4) 第 7 条の会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に除名の決議を行う社員総会の 1 週間前までに通知するとともに、同社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 9 条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

## 第 4 章 代議員

(代議員)

第 12 条 本会に、概ね正会員 30 人の中から 1 人の割合をもって選出される数の代議員を置く。

- 2 代議員の数の端数の取扱いについては理事会で定める。
- 3 代議員をもって法人法上の社員とする。

(選挙)

第13条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。

- 2 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 4 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(選挙規程)

第14条 代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

(任期)

第15条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は第9条及び第10条第1項の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

- 2 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しない。
- 3 補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代議員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該代議員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項の規定により代議員を解任する場合は、当該代議員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上30人以内
  - (2) 監事 4人以内
- 2 理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。
  - 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

### (選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって代議員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、10人を限度として代議員以外の者を理事に選任することができる。

- 2 監事は、正会員の中から社員総会において選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、監事にあつては2人を限度として、正会員以外の者を監事に選任することができる。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

### (理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、理事会において予め定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 会長、副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第20条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

#### (役員任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
  - 4 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

- 第23条 理事は、無報酬とする。但し、代表理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 監事は、無報酬とする。但し、正会員以外の監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 社員総会

### (種類)

第24条 本会の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

### (構成)

第25条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

### (権限)

第26条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第27条 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

### (招集)

第28条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項



(3) 社員総会に出席できない社員が書面で議決権を行使することができることとするときはその旨

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第 29 条 会長は、社員総会の日々の 2 週間前までに、代議員に対して、前条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 社員総会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知は、法人法第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議 長)

第 30 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定にもかかわらず、第 27 条第 2 項第 2 号による臨時社員総会の議長は、臨時社員総会において出席代議員の中から選出する。

(決 議)

第 31 条 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にもかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 32 条 社員総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに行なければならない。

(書面による議決権の行使)

第 33 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決行使書面を本会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 34 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 出席した理事、監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (8) その他法令に定める事項

2 議長及び出席した理事、監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 社員総会に附議すべき事項の決定

- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長の選定及び解職

(開 催)

第 37 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 20 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 4 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、該当事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条

の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委員会)

第51条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

(事務局)

第 52 条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局責任者及び所要の職員を置く。
- 3 事務局責任者は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

(実施細則)

第 53 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会において定める。

附 則 (平成 22 年 6 月 8 日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、山本和彦、狩野拓夫、青山理恵子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める 特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。